㊨

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年８月２３日

北海道市町村職員退職手当組合
組合長　吉　　田　　弘　　志

北海道市町村職員退職手当組合条例第５号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和５７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１０項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　その者が次のいずれかに該当する場合

ア　特定退職者であって、雇用保険法第２４条の２第１項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市町村長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市町村長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第１０条第１１項第５号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に

規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の１項を加える。

３７　平成３４年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市町村長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市町村長が同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市町村長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものとする。
」

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１０条第１１項第５号の改正規定及び附則第３条の規定は平成３０年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第１０条第１０項（第２号に係る部分に限り、新条例附則第３７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北海道市町村職員退職手当

組合退職手当条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員としてみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であって北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例第１０条第１項第２号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第３項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第３条　退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１４号）第４条の規定による改正後の職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第４条第８項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第１０条第１１項（第５号に係る部分に限り、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例第１０条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。